

発議第4号

松阪市議会議員定数等に係る専門的知見の活用について

松阪市議会基本条例（平成24年松阪市条例第30号）第16条第2項の規定に基づく調査機関の設置及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用を下記のとおり行うことについて、議会の議決を求める。

令和6年6月19日 提出

松阪市議会議員	久松倫生
	深田龍
	小野建二
	吉川篤博
	松本一孝
	西口真理

記

- 1 調査事項 (1)松阪市議会議員定数について
(2)松阪市議会議員報酬について
(3)松阪市議会政務活動費について
- 2 調査期間 令和6年7月から市議会に調査報告をする日まで
- 3 調査を依 (1)松阪市議会議員定数等の在り方調査会を設置する。
依する者 (2)調査会は、次の学識経験を有する者で組織する。
江藤 俊昭（大正大学社会共生学部教授）
川上 哲（三重短期大学法経科准教授）
小林慶太郎（四日市大学総合政策学部教授）
駒林 良則（立命館大学法学部特任教授）
- 4 調査報告 調査終了後、速やかに調査報告書の提出を受ける。
の方法